

長期末整備公園緑地の整備プログラム（第2次）について （相生山緑地）

1. 開催概要

説明会開催が可能な広さのある、名古屋市内小中学校体育館等が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から使用することができない状況であることから、関係権利者の方に事前に説明資料を送付し、「電話での問い合わせ」または「説明ブースでの対面による問い合わせ」とさせていただきました。

・電話での問い合わせ

問い合わせ期間：2020年10月9日（資料郵送後）～11月2日

問い合わせ件数：12件

・個別対面での問い合わせ

日時：2020年11月1日（日） 午後1時～午後5時

場所：天白区 山根コミュニティセンター

出席者：7組（9人）

日時：2020年11月2日（月） 午後4時～午後8時

場所：天白区 野並コミュニティセンター

出席者：25組（35人）

2. 記録等

別紙のとおり

3. 結果

問い合わせ等でいただいたご意見を踏まえ、裏面のような予定で進めてまいります。

公園事業の予定について

時期	区域	予定
2028 年度～ 2037 年度	事業化区域	2028～2037 年度内に事業着手 予定
2038 年度以降	計画存続区域	2038 年度以降に事業着手予定
2038 年度以降	借地対応区域	(地権者から同意を得られた場合、 一定期間借地後) 2038 年度以降に事業着手予定

【参考】相生山緑地の整備プログラム（第2次）

都市計画の見直して
削除を検討する区域

事業中
1994年2月に
事業認可取得済

2028～2037年度以内
に事業着手

樹林地保全の
ため借地対応

2038年度
以降に
事業着手

事業中
2017年12月に事業認可取得済

--- : 現在の都市計画緑地区域
約123.7ha

▨ : 削除検討区域

▨ : 樹林地保全のため借地対応

□ : 都市公園や公有地など
買収・整備を必要としない
区域

▨ : 事業中
1994年2月に
事業認可取得済み

▨ : 事業中
2017年12月に
事業認可取得済

▨ : 2028～2037年度以内に
事業着手

▨ : 2038年度以降に
事業着手

◎記録等

1. 説明内容

(1) 都市計画と整備プログラムの見直しの必要性について

- ・平成 20 年策定の「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」に基づき、都市計画の見直しと公園事業を進めてきたが、公園緑地を取り巻く状況が変化したことから、改めて都市計画の見直しや事業着手時期の見直しが必要となった。
- ・このため、平成 20 年の都市計画の見直しの基本方針をもとに、平成 28 年の名古屋市緑の審議会からの答申の内容をふまえた新たな視点を加え、平成 30 年 3 月に「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」を策定・公表した。

●相生山緑地について

(2) 現状

- ・相生山緑地は、昭和 15 年に緑地として都市計画決定が行われた。
- ・計画面積は約 123.7ha であり、自然環境を保全するとともに、レクリエーションによる利用等を目的としている。区域の北側は「オアシスの森」として借地させていただき、散策などで利用されている。

(3) 整備プログラム（第 2 次）について

- ・相生山緑地の第 2 次整備プログラムにつきましては、以下のとおりです。
 - 「事業収束」と「事業推進」区域は、現在、事業中の区域です。
 - 「事業化」区域は、2028～2037 年度以内に事業着手予定の区域です。
 - 「計画存続」区域は、2038 年度以降に事業を着手する予定の区域です。
 - 「借地対応」区域は、区域内の樹林地等は事業着手に先行して借地するとともに、2038 年度以降に事業を着手する予定の区域です。
- 北側の一部区域の「削除検討区域」については、令和 3 年度以降に説明会を開催する予定であります。

2. 主な質疑

質問 事業着手時には説明があるのか？

早く土地を買ってもらいたい。

なるべく長く住み続けたい。

回答 事業着手の際には、事業説明会を開催してご説明します。その際に、皆様それぞれから、早く用地取得をさせていただいた方がいいのか、なるべく後がよいのかなどのご意見をお聞きし、できるだけご意向に沿って、皆様にお話をさせていただくことになります。

質問 「借地対応」区域について教えてほしい。

回答 「借地対応」区域とは、樹林地について事業着手まで借地をさせていただいて、名古屋市が樹林地を保全するというものです。借地時期は未定ですが、借地の際には、対象となる関係権利者の方へ説明会を開催し、借地の条件等についてご説明します。

「借地対応区域」は、2038 年度以降に事業着手し、用地交渉に入る予定です。

質問 土地の金額はわかるのか。補償内容について知りたい。

市で移転先を用意してもらえるのか。市営住宅の紹介などはあるのか。

回答 事業認可の後に、個別に建物や土地の詳細な調査を行わせていただきます。土地については、市場で出回っている取引価格を基準に査定し、建物については、取り壊して移転して頂く必要があるため、建物の撤去など移転に要する必要な費用を補償させていただきます。

基本的には金銭で補償させて頂き、移転先となる土地については皆様に探して頂くというのが原則です。

市の方でも情報収集に努めますので、良い土地があれば紹介させて頂くとともに、ご相談いただければ、手続きなどに関し出来ることは協力させていただきます。

市営住宅については、紹介させていただいております。

質問 古い建物が建っている。更地にしないと市に買ってもらえないのか。

回答 事業着手後、名古屋市と土地等の所有者の方が契約し、その後所有者の方で更地にしていただくことになります。建物や工作物の撤去費は、査定してお支払いします。ご相談があれば、市から解体業者の情報を提供するなど協力させていただきます。

質問 事業認可区域以外の土地を市が最近買い取ったらしいが、事業着手前に市に買ってもらえるのか。

回答 過去に先行取得を受け付けた土地について、順番に取得している土地と思われます。現在、先行取得の受付を行っておりませんので、事業着手前に市が取得することはできません。

質問 いつまで、営農できるのか。

回答 事業着手後、個別に交渉させていただくまでは営農可能です。

質問 事業着手前に相続する可能性もあるので、相続税の目安として、過去に市が買い取った土地の値段を教えてください。

回答 土地の値段は年度毎に変動するので、過去の土地の値段は参考になりません。相続税は国税になりますので、税務署にご相談ください。

質問 所有地の一部が都市計画区域内に入っていない場合は、入っていない土地は買ってもらえないのか。

回答 用地交渉に入る時に、現地測量等で確認し、ご相談させていただきます。残地について面積が小さくなるなどの価格低下が生じるときは、低下分を残地補償として補償します。

質問 10 年前の説明会の時から削除検討区域が変更になったのは、なぜか。

回答 削除検討区域の説明については、令和 3 年度以降に新型コロナウイルス感染防止対策がとれる体育館など広い会場が一般使用できるようになりましたら、説明会を開催しご説明します。